

平成21年度大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会第3回会議次第

と き 平成21年12月16日（水）13:30～15:30

ところ 大垣市役所2階 第1会議室

1 開 会

2 委員の紹介 P. 1 資料 1

3 議 題

委員長並びに副委員長の選出について

会議録署名者の指名について

市民協働のまちづくり指針の策定について P. 3 資料 2～3・別添資料

4 その他

5 閉 会

大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識を有する者（3人）	安 藤 泰 彦	情報科学芸術大学院大学図書館長
	加 藤 有 子	大垣女子短期大学幼児教育科教授
	鈴 木 誠	岐阜経済大学経済学部教授
市民活動に関する知識及び 経験を有する者（4人）	服 部 淑 子	大垣夢ある女性の会会長
	服 部 由 明	特定非営利活動法人大垣まちづくり市民 活動支援会議理事
	山 中 穰	大垣市連合自治会連絡協議会副会長
	吉 田 益 代	大垣商工会議所女性会副会長
公募市民（3人）	伊 藤 文 子	
	田 中 美 穂	
	溝 口 隆 司	

（敬称略、五十音順）

大垣市市民協働のまちづくり指針の策定について

1 趣 旨

本市では、平成15年3月に「まちづくり市民活動育成支援条例」を制定し、平成15年度からは「まちづくり市民活動支援センター」の設置や「市民活動団体への資金助成」の実施などにより、市民活動団体の活動を積極的に支援している。

また、平成16年9月には「かがやきライフタウン構想」を策定し、本市の地域資源を生かしながら、文化、スポーツ、環境、緑化、防犯・防災など、様々な分野において、各種施策を実施することなどにより、市民の社会参加や地域貢献など、自己実現や生きがいを実感でき、「一人ひとりがかがやけば、まちがかがやくまちづくり」を進めている。

こうした中、地域福祉や環境保全、文化振興、国際交流、市民防災活動、まちづくり活動など、様々な分野において、積極的に課題解決のための活動を行うボランティアや市民活動団体等が増えている。

については、平成20年4月からスタートした「第五次総合計画」に基づき、「一人ひとりが輝く協働のまちづくり」を積極的に推進するため、市民協働についての基本的な考え方や推進方策等をまとめた「市民協働のまちづくり指針」を策定し、あらゆる分野において、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていく。

2 市民協働のまちづくり指針の内容

市民協働の目的

本市における市民協働の現状と課題

市民協働の基本的な考え方

市民協働の推進方策

3 策定方法

「まちづくり市民活動育成支援推進委員会」において、市民や市民活動団体、職員を対象としたアンケート調査の実施や市民ワークショップの開催などにより、市民協働に対する意見を集約し、「市民協働のまちづくり指針（案）」を作成する。

4 各種調査の実施（平成20年度）

市民活動に関する市民アンケート調査

市民を対象に市民活動や市民協働に関する意識を調査

市民と行政の協働に関する市民活動団体アンケート調査
市民活動団体を対象に活動状況や市民協働に関する意識を調査

市民と行政の協働に関する職員アンケート調査
市職員を対象に市民活動や市民協働に関する意識を調査

全国都市市民と行政の協働に関する取組状況調査
全国の人口10万都市及び県内都市を対象に市民と行政の協働に関する取組状況を調査

市民と行政の協働事業実施状況調査（平成20年度から継続実施）
庁内全所属を対象に市民協働事業の実施状況を調査

5 市民ワークショップの開催（平成21年度）

市民や市民活動団体を対象に市民協働に関する意見交換等を行う市民ワークショップを開催

6 策定スケジュール

区 分	平成20年度						平成21年度													
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
各種調査の実施	←→						←→													
市民ワークショップの開催							←→													
市民協働のまちづくり指針素案の作成													←→							
まちづくり市民活動育成支援推進委員会の開催													←→							
パブリック・コメントの募集													←→							
市民協働のまちづくり指針の決定																				

大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会の開催日程表

平成21年			平成22年					
12月			1月			2月		
1	火		1	金		1	月	
2	水		2	土		2	火	
3	木		3	日		3	水	
4	金		4	月		4	木	
5	土		5	火	推進委員会第5回会議 13:30～15:30 市役所3階合同委員会室	5	金	パブリック・コメント募集 (1/15～2/14)
6	日		6	水		6	土	
7	月		7	木		7	日	
8	火		8	金		8	月	
9	水		9	土		9	火	
10	木		10	日		10	水	
11	金		11	月		11	木	
12	土		12	火		12	金	
13	日		13	水		13	土	
14	月		14	木	推進委員会第6回会議 10:00～12:00 市役所2階第1会議室	14	日	
15	火		15	金		15	月	
16	水	推進委員会第3回会議 13:30～15:30 市役所2階第1会議室	16	土		16	火	
17	木		17	日		17	水	
18	金		18	月		18	木	
19	土		19	火		19	金	
20	日		20	水		20	土	
21	月		21	木		21	日	
22	火		22	金	パブリック・コメント募集 (1/15～2/14)	22	月	
23	水		23	土			23	火
24	木	推進委員会第4回会議 10:00～12:00 市役所2階第1会議室	24	日		24	水	
25	金		25	月		25	木	
26	土		26	火		26	金	
27	日		27	水		27	土	
28	月		28	木		28	日	
29	火		29	金				
30	水		30	土				
31	木		31	日				

大垣市市民協働のまちづくり指針

～ 市民と行政の協働によるまちづくり～

(素 案)

平成21年12月

大 垣 市

目 次

はじめに	1
第1章 市民協働の目的	2
1 市民協働の社会的背景	2
2 市民協働とは何か	4
3 市民協働により期待される効果	5
第2章 本市における市民協働の現状と課題	6
1 本市における市民協働の現況	6
2 市民協働に対する市民・市民活動団体の考え方	7
3 市民協働に対する市職員の考え方	11
第3章 市民協働の基本的な考え方	12
1 市民協働の主体	12
2 市民協働の基本原則	13
3 市民協働の領域	14
4 市民協働の形態	15
5 市民協働事業の進め方	17
第4章 市民協働の推進方策	18
1 市民協働の推進方策	18
2 市民協働のまちづくり指針の実現に向けて	20

はじめに

わが国では、平均寿命の伸びによる老年人口の増加が進む一方で少子化も進行し、平成17年をピークに総人口は減少をはじめました。高齢化率の高い農山村地域や都市の中心部などでは、支えあいの人間関係を基本とする地域社会の維持が次第に困難となりつつあり、安全で安心して暮らし続けることができる地域コミュニティの再生は、地方自治体の重要な課題のひとつとなっています。

また、従来 of 中央政府主導型の地域づくりも大きな転換期に入り、平成12年の地方分権一括法の施行以来、本格的な地方分権社会への移行に向けた諸改革が進みだし、国から都道府県、都道府県から市町村への権限移譲も徐々にはじまり、地域社会の生活課題の解決に向けた基礎自治体の責務・役割が、ますます大きくなりつつあります。

こうした中、本市では、平成15年3月に「まちづくり市民活動育成支援条例」を制定し、平成15年度からは「まちづくり市民活動支援センター」の設置や「市民活動団体への資金助成」の実施などにより、市民活動団体の活動を積極的に支援してきました。

また、平成16年9月には「かがやきライフタウン構想」を策定し、本市の地域資源を生かしながら、文化、スポーツ、福祉、環境、緑化、防犯・防災など、様々な分野において、市民参加の促進と市民一人ひとりの自己実現を目標にした独自のまちづくり行政を展開しています。これらの成果として、各分野において課題解決型の市民活動団体が多数立ち上がり、市民活動やボランティア活動も活発になってきました。

そこで、今回、平成20年4月からスタートした「第五次総合計画」の施策の大綱のひとつである「一人ひとりが輝く協働のまちづくり(市民協働)」を積極的に進めるため、「市民協働のまちづくり指針～市民と行政の協働によるまちづくり～」を策定しました。

この指針では、市民協働を進めていくための基本的な考え方や方向性を明らかにしており、今後は、この指針に基づいて、環境整備や仕組みづくりに取り組むとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを着実に進めていきます。

第1章 市民協働の目的

1 市民協働の社会的背景

本市は、豊かな水資源や集積する大小様々な製造業、東西を走る高速道路や物流産業の発達によって、ダイナミックな一大工業都市として発展を遂げてきました。

しかしながら、昨今、社会経済情勢は大きな転換期を迎え、大量生産・大量消費の時代は終焉し、郊外へと外延的膨張を遂げる住宅政策や商業開発も見直され、地域固有の文化を生かした都市景観づくりや、住商一体型の市街地開発への転換を志向した都市計画の実現などが、まちづくりの重要なテーマとなってきています。この指針では、こうした社会環境の変化を踏まえたものとする必要があります。

地方分権の進展

平成12年に国から地方への関与の根拠となってきた機関委任事務が廃止されるとともに、国と地方の役割分担を明確にした地方分権一括法が施行され、都道府県や市町村による自立したまちづくり・地域づくりへの挑戦がはじまりました。

特に、住民に最も身近な行政である市町村の政策形成・法務能力といった自治能力の向上には大きな期待が寄せられています。

市民ニーズの多様化

少子高齢化の進行や総人口の減少、中山間地域での限界集落の増加、中心市街地の衰退など、様々な地域生活課題に対して、迅速かつ効果的に取り組む必要があります。

しかしながら、公共サービスのすべてを行政が担うことが難しくなる一方で、地域の課題要因を正確に把握し、課題解決に着手する地縁型の地域住民組織やNPOなどが多数誕生する時代を迎え、行政にはそれらとの連携を通して、市民ニーズに沿った新たな方法による公共サービスの提供が求められています。

市民自治の充実

市民が主体的・積極的に地域社会の課題をはじめ、まちづくりや行政運営、財政状況等に関心を持って行政に参加し、暮らしやすい安全な地域社会づくりに取り組んでいくことが強く求められる時代になってきています。

このため、市民自らが地域社会をより良くするために主体的に取り組んでいけるよう、市民自治の充実に向けた市民意識の向上や社会参加を促進していく必要があります。

2 市民協働とは何か

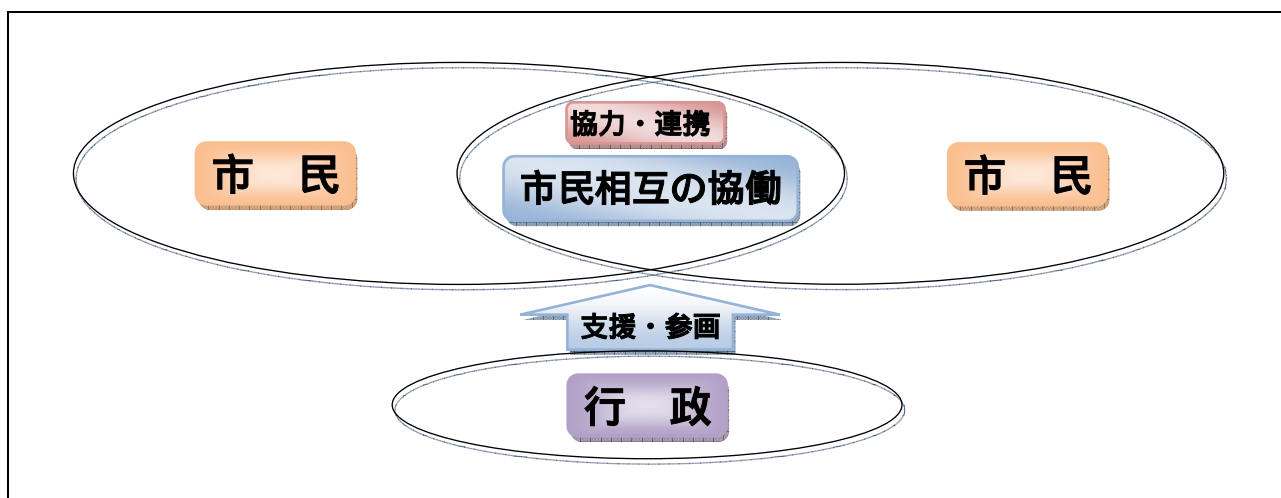
市民協働とは、市民や市民活動団体、ボランティア団体、自治会などの地域住民組織、事業者、行政などの地域社会を構成する多様な主体が、相互の存在意義を認識し、尊重しあい、お互いの持てる能力を発揮しあって、個々では不可能な課題の解決を成し遂げることです。

また、市民協働には、市民相互が支えあい協力しあう「市民相互」の協働と、市民と行政が協力しあう「市民と行政」の協働があります。

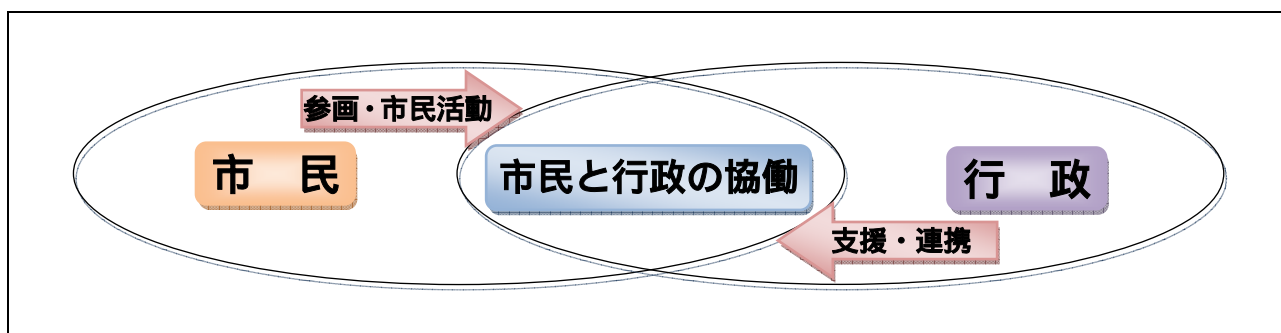
公共サービスの提供には、行政が単独で実施した方が効果的なものや、逆に市民活動団体等が独自に実施した方が効果的なものもあります。

市民協働は、協働することが目的ではなく、まちづくりの手法のひとつです。そのことを十分踏まえた上で、協働を進めていく必要があります。

〔市民相互の協働のイメージ〕



〔市民と行政の協働のイメージ〕



3 市民協働により期待される効果

市民や市民活動団体、ボランティア団体、自治会などの地域住民組織、事業者、行政が、市民協働のあり方や必要性などを認識し、実践することなどにより、市民協働のまちづくりが進められ、以下のような効果が期待できます。

市民にとっての効果

市民個人（地域社会）

多様な市民ニーズに応えるきめ細やかな公共サービスの提供が行われ、市民の満足度が高まります。

市民活動や地域活動に参画する機会が増え、生きがいづくりや自己実現の機会の創出、地域コミュニティの再生などにつながります。

市民と行政との距離が縮まり、自治の基本である自己決定・自己責任を基調とする市民が主体となった新しい社会の形成につながります。

市民活動団体等

市民活動団体やボランティア団体、自治会などの地域住民組織、事業者等が、自らの社会的使命をより効果的に実現する機会が増え、活動の場が広がり、市民活動や地域活動の活性化につながります。

市民活動や地域活動について、地域住民への理解が得られやすくなり、社会的認知度が高められます。

公平性・平等性や総合性といった異なる発想・行動原理を持つ行政との協働を通じて、運営基盤の強化や政策提言能力の向上など組織のレベルアップを図ることが可能になります。

行政にとっての効果

企画段階から市民協働を行うことにより、市民活動団体等の特性やノウハウを行政施策に取り入れることができ、また、きめ細やかで市民ニーズに沿った公共サービスを提供することができます。

先駆性や専門性、柔軟性、多様性といった行政とは異なる特性を持つ市民活動団体等の考え方や活動に直接触れることにより、市職員の意識改革や資質向上につながります。

市民協働を意識することにより、行政の事業のあり方や組織のあり方などの見直しにつながり、行政の効率化など体質改善を図ることが可能になります。

第2章 本市における市民協働の現状と課題

この指針の策定にあたり実施した「市民と行政の協働事業実施状況調査」の結果をはじめ、「市民ワークショップ」の開催結果や、「市民、市民活動団体、市職員を対象としたアンケート調査」の結果から出された、本市における市民協働の現状と今後のあり方等を勘案し、今後の市民協働のまちづくりを進めていきます。

1 本市における市民協働の現況

平成20年度の「市民と行政の協働事業実施状況調査」（庁内全所属から回答）の結果から、全体では、1,537事業が市民協働事業として実施されています。

協働形態では、「補助」や「事業協力・協定」、「後援」が多く、また、団体区分では、「地域性の高い団体」や「共益性の高い団体」、「任意団体」との協働事業が多くなっています。

なお、この調査における協働形態や団体区分の内容は、「市民協働の形態」（P.15～16）、「市民協働の対象団体」（P.16）を参照してください。

〔平成20年度市民と行政の協働事業実施状況調査結果集計表〕

（単位：事業）

協働形態 \ 団体区分	NPO 法人	任意団 体	公益法 人等	地域性 の高い 団体	共益性 の高い 団体	行政の 委嘱に よる団 体	公募し たグル ープ	合 計
共 催	3	22	5	27	37	3	2	99
実行委員会・協 議会・市民会議	8	15	6	11	17	6	0	63
後 援	20	34	39	20	208	0	0	321
委託・指定管理 者制度	21	21	63	28	20	0	0	153
補 助	4	97	35	236	40	6	0	418
事業協力・協定	3	40	13	272	3	0	0	331
企画立案・計画 策定への参加・ 参画	7	28	44	34	20	12	5	150
情報提供・情報 交換	0	0	0	1	0	1	0	2
合 計	66	257	205	629	345	28	7	1,537

2 市民協働に対する市民・市民活動団体の考え方

市民ワークショップの結果

市民や市民活動団体等を対象として実施した「市民ワークショップ」(平成21年5～9月、70人参加)では、「情報公開」や「経済的支援」、「企画支援」、「市民自治」の4つの観点から、市民協働の現状と今後のあり方が示されました。

市民ワークショップでは、市民協働を進めるため、行政が「協働コーディネーター(仮称)」を養成し、協働コーディネーターが、市民活動団体や自治会などの地域住民組織、行政等に対して、市民協働に向けた情報公開の促進や協働事業の企画協議、市民による地域活動への参加促進などを働きかける必要があるとしています。

情報公開

〔現 状〕

- 1) 市から市民や市民活動団体に対して発信するまちづくり情報の不足
- 2) 市民活動団体から市民に対して発信する活動や団体に関する情報の不足
- 3) 情報不足による市民から行政や市民活動団体への理解と参加の不足
- 4) 相互理解の不足による市民や市民活動団体と行政の信頼関係の欠如
- 5) 市の各部課、職員間の市民協働に対する理解の不徹底、窓口対応の不統一 など

〔提 案〕

- 1) 市民は、「情報は市民の納税の対価であり市民の財産」という認識をもつ
- 2) 市民に対する市民活動団体や行政の情報公開の徹底
- 3) 市民や市民活動団体と行政との共通認識の共有と信頼関係の醸成 など

経済的支援

〔現 状〕

- 1) 市民活動団体に対する行政の活動助成は意欲的
- 2) 市は様々な市民活動分野への事業委託を進めている
- 3) 市民活動団体に対する助成資金の使途に制限が多い
- 4) 活動助成や事業委託などの情報が得られにくい
- 5) まちづくり事業全体の予算額や配分基準が不明瞭、説明が不十分 など

〔提 案〕

- 1) 市民活動団体に対する助成・委託情報等の提供を検証する
- 2) 助成金や委託金の使途に関する行政と市民活動団体の協議が必要 など

企画支援

〔現 状〕

- 1) 市主導の市民参加・参画、協働分野の提案が多い
- 2) 市の協働事業の企画内容は、前年度実績主義が多く新規性に乏しい
- 3) 自治会や市民活動団体から行政に対する提案力の不足
- 4) 市民の市民参加意欲やまちづくりに対する熱意、意欲が低い
- 5) 市や自治会のトップダウン型の企画が多く、参加市民が一部に限定 など

〔提 案〕

- 1) 市民活動団体から行政に対して協働事業の企画募集を図る
- 2) 協働事業の企画協議のための公開のテーブルを設ける
- 3) 自治会長や市民活動団体の代表に対する協働研修の定例化 など

市民自治

〔現 状〕

- 1) 自治会活動の前年度実績主義、情報公開不足による市民の関心度が低い
- 2) 自治会に対する市民の理解不足、参加協力姿勢の欠如 など

〔提 案〕

- 1) 地域住民が主体となった地域自治区や地域協議会の設置
- 2) 既存の自治会活動の枠を超えた市民ニーズに基づく活動の充実
- 3) 地区の将来ビジョンの策定から総合計画の地区別計画の提案までを担える自治力の醸成 など

地域自治区とは、地域の住民の意見を行政に反映させるため、市民と行政の協働、連携の強化を図り、市民自治の強化・充実のために設置されるものことで、地域自治区の事務所と地域協議会で構成されます。本市では、上石津地域と墨俣地域に設置されています。

地域協議会とは、地域自治区内の住民の声を行政に反映させるための総合的な附属機関のことで、地域の多様な意見を集約し、それを行政施策に反映させるため、建議・要望などのほか、行政からの諮問に対する答申を行います。また、様々な地域課題の解決にあたり、市民と行政が相互に連携しあい、安心して暮らせる地域社会を構築するため、様々な市民活動との連携を図り、市民自治を強化、充実する機能をもつ組織です。

市民アンケート調査の結果

「市民活動に関する市民アンケート調査」（回収率44.4%、710人）では、市民協働の現状と今後のあり方等について、次のような認識が示されました。

特に、市民活動への参加意向では、約5割の人が、今後、市民活動に参加したいと考えています。

市民活動に対する関心度

市民活動に対する関心度では、「少し関心がある」と「非常に関心がある」をあわせると、64.6%の人が、市民活動に関心を持っています。また、70歳以上（約8割）、60～69歳（約7割）と年齢が高くなるほど、関心を持つ人の割合が高くなっています。

市民活動の社会への貢献度

市民活動の社会への貢献度では、「ある程度役立っている」と「大いに役立っている」をあわせると、65.1%の人が、市民活動が社会に役立っているとしています。

市民活動経験の有無

市民活動経験の有無では、「現在は行っていないが、以前行ったことがある」と「現在行っている」をあわせると、34.8%の人が、これまでに市民活動を経験しています。

市民活動への参加意向

市民活動への参加意向では、「機会があれば参加したい」と「ぜひ参加したい」をあわせると、約5割の人が、今後、市民活動に参加したいと考えています。

今後の市民活動についての考え

今後の市民活動についての考えでは、「市民活動がますます活発になるとよいと思う」が、53.2%となっています。

市民活動への行政の関わり方

市民活動への行政の関わり方では、「行政は市民活動の自主性を尊重しながら、間接的な支援を心掛けるべきである」が、57.6%となっています。

市民と行政の協働のイメージ

市民と行政の協働のイメージでは、「市民等の主体のもとに行政の協力によって事業を進めること」が、30.8%となっています。

市民活動団体アンケート調査の結果

「市民と行政の協働に関する市民活動団体アンケート調査」（回収率61.0%、303団体）では、市民協働の現状と今後のあり方等について、次のような認識が示されました。

特に、社会貢献に対する考えでは、約8割の団体が、地域や社会に貢献したいと考えています。

活動していく上での課題

活動していく上での課題では、「新しい会員が増えない・会員不足」が、25.3%となっています。

今後の活動方向

今後の活動方向では、「現在の活動を維持したい」が、66.0%となっています。

社会貢献に対する考え

社会貢献に対する考えでは、「本来の活動内容に支障がないかぎり、活動したい」と「積極的に活動したい」をあわせると、約8割の団体が、地域や社会に貢献したいと考えています。

市民活動に対する市の関わり方

市民活動に対する市の関わり方では、「市民活動の自主性・自立性を尊重した上で、市は必要に応じて間接的に支援すべき」が、63.4%となっています。

市民活動を活性化するための市の施策

市民活動を活性化するための市の施策では、「活動する場所の提供」が、23.9%となっています。

市民と行政の協働のイメージ

市民と行政の協働のイメージでは、「市民が主体的に行う活動に、行政が支援していくこと」が、22.4%となっています。

3 市民協働に対する市職員の考え方

市職員アンケート調査の結果

「市民と行政の協働に関する職員アンケート調査」（回収率81.9%、1,157人）では、市民協働の現状と今後のあり方等について、次のような認識が示されました。

特に、市民協働の必要性では、約6割の市職員が、市民協働を進めていくことが必要であると考えています。

なお、この調査において「NPO」とは、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、自治会・婦人会などと定義しています。

市民協働の現況

本市では、NPOと行政の協働が進んでいるかについては、「どちらともいえない」が、64.6%となっています。

NPO活動経験の有無

NPO活動経験の有無では、「参加した経験がない」が、52.0%となっています。

NPO活動に参加したことがない理由

NPO活動に参加したことがない理由では、「何らかの形で社会貢献したいと思うが、仕事などが忙しく、時間的な余裕がないため」が、49.0%となっています。

NPOに対する印象

NPOに対する印象では、「社会に役立つ活動をしている」が、28.2%となっています。

NPOとの協働経験の有無

NPOとの協働経験の有無では、「協働した経験はない」が、58.8%となっています。

市民協働の必要性

市民協働の必要性では、「どちらかといえば必要だと思う」と「必要だと思う」をあわせると、約6割の市職員が、市民協働を進めていくことが必要であると考えています。

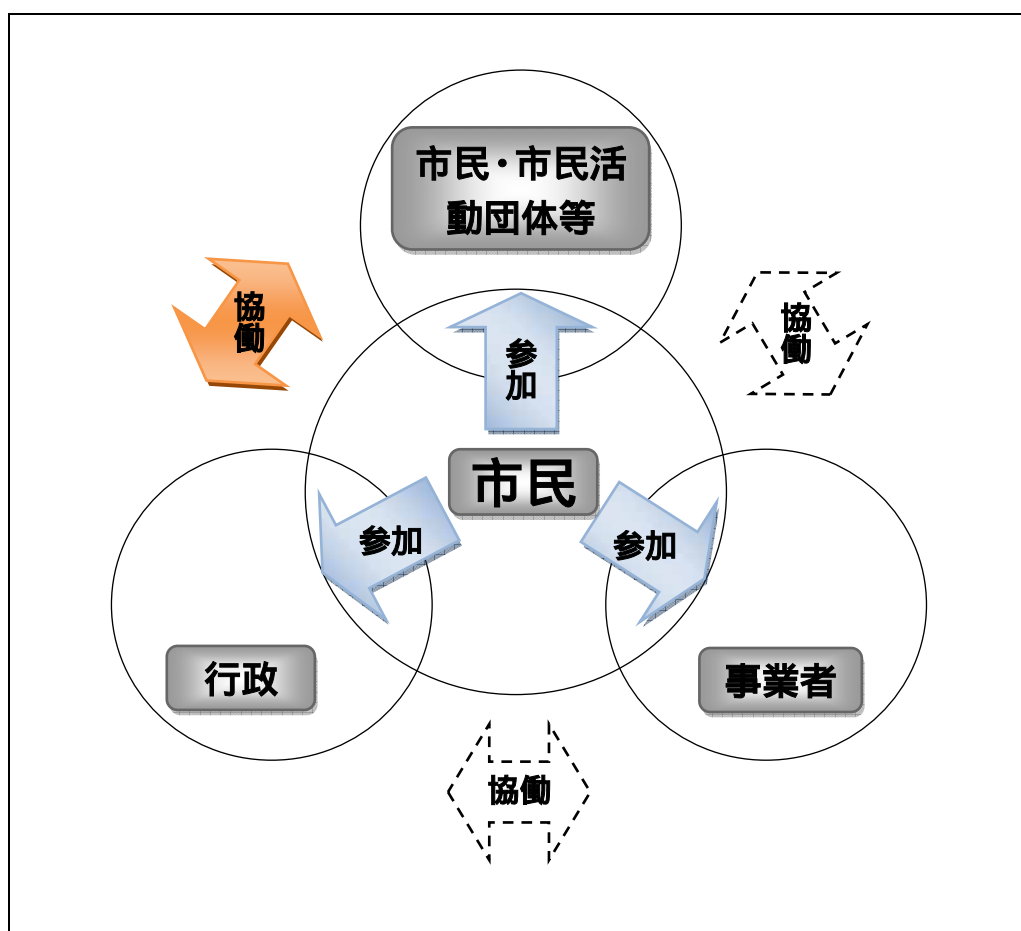
第3章 市民協働の基本的な考え方

市民協働を進めるためには、協働を実施する主体が、市民協働の基本的な考え方について、共通認識を持つ必要があります。

1 市民協働の主体

市民協働の主体は、市民や市民活動団体、ボランティア団体、自治会などの地域住民組織、事業者、行政など、まちづくりに関わるすべての主体です。市民はそれぞれの主体に参加し、協働を支えます。

〔協働の主体〕



2 市民協働の基本原則

市民協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、協働を実践する段階で以下の原則を認識することが重要です。

対等の原則

市民協働により課題を解決していくためには、協働する双方が対等の関係であることが重要です。上下ではなく、横の関係にあることをお互いが常に認識し、信頼と協力の関係のもと協働することが大切です。

相互理解の原則

相手の立場や組織の違いを認識し、お互いに尊重しあうことは、より良い協働関係を構築するために重要なことです。協働する双方が、お互いの特性や違いを十分に理解しながら進めることにより、それぞれの役割を明確にし、信頼関係を築くことができます。

目的共有の原則

何のために協働するのかという目的を共有することが重要です。目的を共有することにより、いつまでにどれだけの成果をあげなければならないのかといった目標が明確になり、効果的な事業展開を図ることができます。

自主・自立の原則

市民活動や地域活動は、自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解して、その主体性を尊重することが大切です。また、協働する双方が、依存の関係ではなく、常に自立した存在として、協働を進めていくことが重要です。

公開の原則

協働する双方は、お互いに情報を公開し、市民協働についての社会的な理解を得られるように努める必要があります。また、市民参加の機会を広く確保するとともに、協働事業のプロセスや成果などを積極的に公開し、透明性を確保していく必要があります。

評価の原則

協働の評価は、事業の成果だけでなく、協働する双方の関係を含めて、各段階において客観的に評価するプロセスを組み込み、検証していく必要があります。また、評価が過度の負担にならないように、協働の形態や内容に応じて評価方法などを工夫する必要があります。

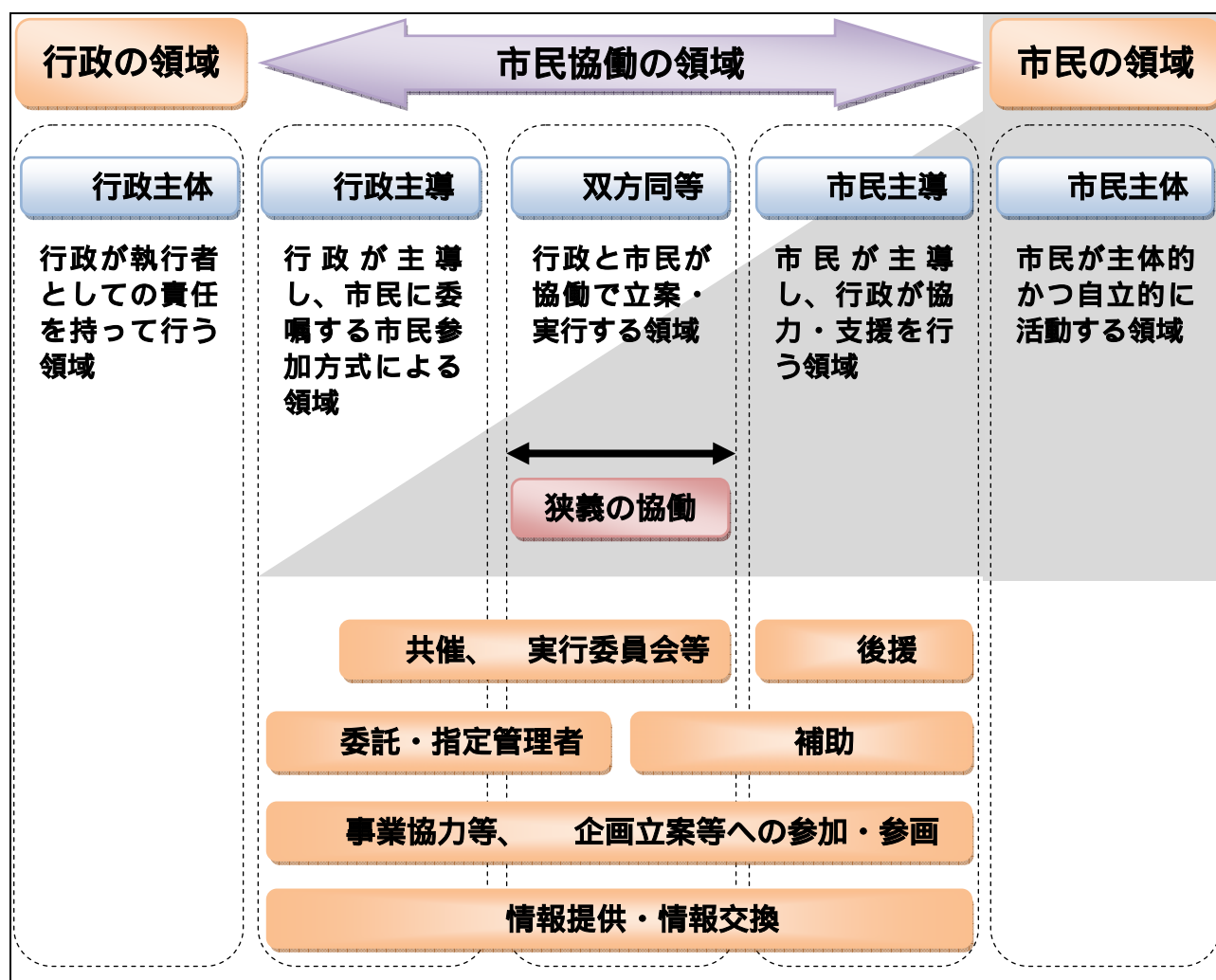
3 市民協働の領域

市民と行政の関わり方は、以下の図のとおり、行政主体（行政が執行者として責任を持って行う領域）から、市民主体（市民が主体的かつ自立的に活動する領域）まで、5つの領域が考えられます。このうち、市民協働を進める領域は、からまでの3つを基本とします。

この領域は、固定的に考えるものではなく、社会の変化や市民のニーズにあわせて、柔軟に考えていくことが必要です。

また、協働の場面には様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様です。実験、検証を経ながら、協働にふさわしい分野を考えていくことが重要です。

〔市民協働の領域と協働の形態〕



4 市民協働の形態

市民協働には、様々な形態が考えられます。それぞれの事業目的等に応じて、適切な形態を選択する必要があります。

共 催

複数のパートナーが、協働で短期間の事業を行う形態です。それぞれの専門性を生かすことができるので、単独主催よりも内容の充実が図られます。

実行委員会・協議会・市民会議

複数のパートナーが構成員となって新たな主催団体をつくり、事業の企画・立案・運営（実施）、総括まで一貫して行う形態です。それぞれの専門性を生かすことができ、単独で主催するよりも内容の充実を図ることができます。ただし、企画段階から十分に協議を重ね、情報を共有するとともに、経費負担や役割分担等を明確にしておく必要があります。

後 援

主催者の実施する事業に対して、他のパートナーがその趣旨に賛同し、開催を援助する形態です。基本的に金銭的な支出は伴いませんが、他のパートナーから後援を受けることにより、その事業の社会的な信頼や認知度が高まり、効果的に事業を実施できるようになります。

委託・指定管理者制度

ある主体が責任をもって担うべき分野として考えられてきた領域に、事業の実施にふさわしいパートナーの専門性や柔軟性などの特徴を生かして、より効果的な取り組みとするため、事業の一部または全部を委託する形態です。最近では、市民協働のひとつとして、公共施設の管理運営に指定管理者制度を導入しています。委託を行うにあたっては、高い透明性、経済性、確実性が求められます。

補 助

資金面で課題を抱えている活動に対して、共通の目的を達成するために、他のパートナーが資金の支援を行う形態です。補助をする、補助を受けるという立場の違いから、パートナーとしての対等性が失われやすいのでお互いに注意が必要です。

事業協力・協定

パートナー同士が、それぞれが持つ特性を生かし、一定期間、継続的に協力して事業を実施する形態です。一般的には事業の目的や役割分担、経費負担などを取り決めた協定書等を締結し、継続的に協力することにより、協働の意識を共有することができます。

企画立案・計画策定への参加・参画

パートナーの持つ専門的な知識や経験、情報等を反映させるため、審議会や委員会に参加・参画して意見や提案・立案をしてもらう形態です。また、施策の基本方針や条例案などに対して意見を求める形態です。現場における生の声を反映させることで、現状やニーズの的確な把握と対応が可能になります。特に行政が様々な計画などを策定する時に活用する形態です。

情報提供・情報交換

パートナー同士が、それぞれ持っている情報の公開や提供、意見交換などを通じて、情報の共有を図る形態です。情報の発信を積極的に行うことなどにより、新たなパートナーの発見や、様々な活動に関する情報の収集を広範囲に、また効率的に行うことができます。

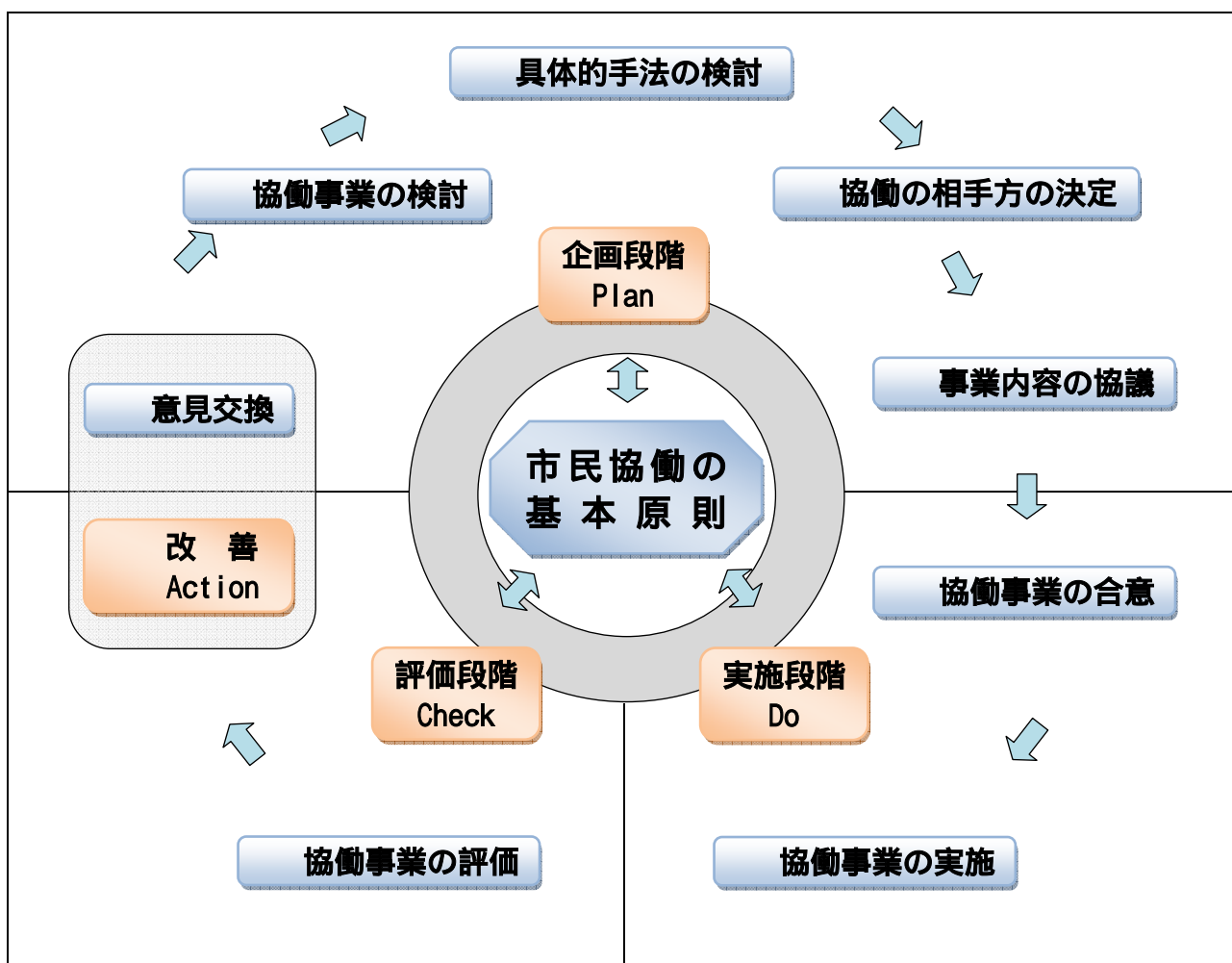
〔市民協働の対象団体〕

団体区分	主な団体
NPO法人	特定非営利活動法人
任意団体	市民活動団体、ボランティア団体
公益法人等	社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人等
地域性の高い団体	自治会、婦人会、老人会、子供会、PTA、地区社会福祉推進協議会等
共益性の高い団体	経済団体、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、ボーイスカウト、各種スポーツ団体、趣味の団体等
行政の委嘱による団体	消防団、水防団、民生委員協議会等
公募したグループ	市が公募した市民、グループ、会議体等

5 市民協働事業の進め方

市民協働事業の進め方は、それぞれの事業内容により柔軟な工夫が必要ですが、基本的には、以下のような段階と手順を設けて、効果的、発展的に進めていきます。

〔市民協働事業の進め方のサイクル〕



第4章 市民協働の推進方策

1 市民協働の推進方策

市民協働のまちづくりを進めるため、市民ワークショップからの提案などにより、以下のような推進方策の方向性に沿った取り組みを行っていきます。

情報を共有できる仕組みづくり

市民と行政がお互いの情報を提供し、共有する機会や手段を充実させます。

市の広報紙やホームページなど様々な広報媒体を通じて、まちづくり情報が適切に公開される仕組みを整備し、市民一人ひとりが協働を考えるまちづくりを目指します。

市民ワークショップの開催など、市民相互の、また市民と行政の対話を進めます。

市民意識の醸成・市職員の意識改革・推進体制づくり

広報活動や、かがやき出前講座などを通じて、市民協働に対する市民意識の醸成に努めます。

かがやきサイトの充実など、市民活動団体等の紹介や市民活動、地域活動についての周知を積極的に行うとともに、協働コーディネーター（仮称）の養成など、市民協働の担い手となる人材の育成に努めます。

市民協働に関する職員研修の実施や市民協働マニュアルの作成など、市職員の協働に対する意識改革を進めます。

市民協働に関する市の総合窓口の設置や各部課に市民協働推進リーダー（仮称）を設置するなど、全庁的な推進体制の整備を図ります。

市民がまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり

市長トークや市政への意見箱など、市民が市政に参加・参画しやすい広報・広聴機能の充実を図ります。

計画策定段階からの市民参画を進めるとともに、パブリック・コメント制度の充実に努めます。

かがやきライフタウン大垣イベントの開催など、市民活動団体等との連携により、市民の団体活動への参加や体験ができるような仕組みづくりに努めます。

市民活動・地域活動がしやすい環境づくり

地域自治区や地域協議会の設置など、地域住民が主体となって、地域課題を考え、解決できる組織づくりや体制づくりを目指します。

まちづくり市民活動支援センターや地区センターの整備・充実など、市民活動、地域活動に対応する窓口や活動拠点の充実に努めるとともに、市民や市民活動団体、ボランティア団体、自治会などの地域住民組織、事業者、行政などを結ぶネットワークづくりを進めます。

市民活動団体への資金助成制度の充実、市や市民活動団体等が提案する協働事業の実施など、市民活動団体や自治会などの地域住民組織を育成し、自主的な活動を促進するための支援策の充実に努めます。

市民活動総合補償制度の導入など、市民が安心して市民活動や地域活動に取り組むことができる環境を整備します。

市民協働を評価する仕組みづくり

市民協働に取り組む相互の評価、第三者による適正な評価・公表を行うための仕組みづくりに努めます。

パブリック・コメント制度とは、行政機関等が基本的な政策等を立案する過程において、立案の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、この案に対して住民等から提出された意見を考慮して、意思決定を行うための手続きをいいます。

市民活動総合補償制度とは、市民の皆様が行う公益的な活動の中で起きた事故に対し、市があらかじめ保険料を負担し、傷害や賠償責任を補償するものです。

2 市民協働のまちづくり指針の実現に向けて

この指針を着実に実行していくためには、以下のことに留意しながら、今後、具体的な取り組みを行っていきます。

「市民協働のまちづくり推進条例（仮称）」の制定

この指針を具現化していくため、「まちづくり市民活動育成支援条例」を見直し、「市民協働のまちづくり推進条例（仮称）」を制定します。

「市民協働推進委員会（仮称）」の設置

この指針に基づく具体的な施策や取り組みについて、検討・評価等を行うため、「まちづくり市民活動育成支援推進委員会」を見直し、「市民協働推進委員会（仮称）」を設置します。

指針の見直し

社会経済情勢の変化や協働を進める具体的な取り組みを重ねる中で、必要に応じてこの指針の見直しを行います。

